

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
令和8年5月13日	令和8年5月27日	2026年4月14日に対象文書を ・ 案件番号25-02598及び25-03375について、市政改革室に伝達した内容が分かる一切の文書として行った公開請求に関して、市政改革室が市民局から送付されたメールが公開されました。 市政改革室の不存在決定(令和8年3月18日付大市第48号)の不存在理由には次のとおり記載されています。 市民の声「25-02598」について、政策企画室広聴担当より「本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応する」旨の通知がありここからは、市政改革室は政策企画室から通知を受けたものであるとしか読めませんが、市政改革室は市民局からのメールを公開しています。 ついては、市民の声「25-02598」について、どのような経緯で市政改革室が対応するに至ったのかという経緯が分かる文書を公開してください。 通常の「市民の声」の流れであれば、受付部署たる政策企画室あるいは城東区から伝達なり情報提供があるものであるはずですが、なぜ市民局からであるのかということなどが分かる文書です。 通常の政策企画室あるいは城東区からの伝達あるいは情報提供があるのであれば、それを公開してください。	不存在			号	市政改革室	行政改革担当
令和8年5月13日	令和8年5月27日	個人情報取扱事務開始届（陳情、請願、苦情等処理事務）	公開			号	市政改革室	行政改革担当
令和8年5月13日	令和8年5月27日	市政改革室は市民局から提供を受けたメールアドレスをキーとして、25-02598と25-03375が同一の申出人であると判断して、「職歴」という個人情報を結合し、「市民の声としては取り扱わない」との不利益処分を行っています。 5.このような市政改革室のメールアドレスの取り扱いが「市民の声に関する用途」であるということが分かる文書	不存在			号	市政改革室	行政改革担当
令和8年5月28日	令和8年6月11日	(2. 市民局から市政改革室に送付されたメールの送付経緯が分かる文書（送付者・受領者・転送経路・内部処理記録等）) ・ 令和7年6月10日付け受信メール「FW：【共有】特定の市民の方に対する今後の対応について（市民の声）」	部分公開	1		号	市政改革室	行政改革担当
		2026 年 5 月 13日付で、以下の内容により公開請求を行いました。 【前回請求内容（要旨）】 2026 年 4 月 14日に行った公開請求において、対象文書を「案件番号25-02598 及び25-03375 について、市政改革室に伝達した内容が分かる一切の文書」として請求したところ、市政改革室は市民局から送付されたメールを公開しました。 また、市政改革室の不存在決定（令和8年3月18日付大市第48号）には次の記載がありました。 ＞ 市民の声「25-02598」について、政策企画室広聴担当より「本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は『要望等記録制度』に則り公職者として対応する」旨の通知がありこの記載からは、市政改革室が政策企画室から通知を受けたとしか読めません。しかし、実際に公開されたのは市民局からのメールでした。						

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年5月28日	令和8年6月11日	そこで、 「市民の声25-02598 について、市政改革室が対応するに至った経緯が分かる文書」** の公開を求めました。 【今回の不存在決定】 これに対し、市政改革室は不存在決定（令和8年5月27日付大市第5号） を行い、次の不存在理由を示しました。 ＞「市民の声に関する事務を遂行するために実施機関内にて情報共有されたものであり、経緯が分かる文書はそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」 しかし、この不存在理由は以下の理由により明白に虚偽であり、論理的に成立しません。 1.「政策企画室から通知があった」との過去の不存在理由が虚偽であることを市政改革室自身が認めている 市政改革室に電話で照会し、なぜ市民局からのメールが公開されたのかを確認しました。 その結果、市政改革室は次の点を認めました。 不存在決定（令和8年3月18日付）の 「政策企画室広聴担当より通知があり」 との記載は事実ではない － 実際には、政策企画室が市民局および区役所に発出した通知文を、市政改革室が市民局から入手しただけ － つまり、市政改革室は政策企画室から直接通知を受けていない これは、市政改革室自身が「過去の不存在理由が虚偽であったことを認めた」ということです。 2. 公開された市民局メールは「経緯が分かる文書」そのものである 公開された市民局メールには、次の情報伝達ルートが明確に記載されています。 － 政策企画室広聴担当 → 市民局総務課 － 市民局総務課 → 市民局内各課 － 市民局内某課 → 市政改革室（転送） これはまさに、市政改革室が不存在理由で述べた ＞「市民の声に関する事務を遂行するために実施機関内にて情報共有された」という事実を構成する文書です。 したがって、 ・このメールは「経緯が分かる文書」の一部である ・にもかかわらず「経緯が分かる文書は存在しない」とするのは虚偽 となります。 3.「情報共有された」のであれば、共有の意思決定・伝達の記録が必ず存在する 市政改革室は不存在理由で ＞「情報共有されたものであり」 と述べています。 しかし、行政実務において「情報共有」が行われた場合、必ず以下のいずれかが存在します。 － どの部署とどのような情報を共有するのかという意思決定文書 － 情報提供を依頼する文書(今回であれば市民局に対する依頼文書) － 共有の指示メール － 共有された文書そのもの － 転送記録 - 回覧・メモ - 共有に基づく内部処理記録 － 判断の根拠となった文書（通知文の写し等） したがって、 ・情報共有があった ・しかし情報共有の経緯を示す文書は存在しない という説明は、行政文書管理の原則に反し、論理的に成立しません。 結論：不存在理由は虚偽であり、論理破綻している 以上のとおり、 － 過去の不存在理由が虚偽であったこと － 情報共有の経緯を示す文書が実際に存在すること － 行政実務上、情報共有に関する文書が不存在であることはあり得ないこと から、市政改革室の不存在理由は成立しません。	不存在	号	市政改革室	行政改革担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		再請求 については、以下の文書を改めて特定し、公開してください。 請求対象文書 1. 政策企画室が市民局および区役所に発出した通知文を、市政改革室が入手するに至った経緯が分かる文書 （メール、転送記録、回覧、メモ等） 3. 市政改革室内部において、当該情報共有を受けて処理方針を決定した経緯が分かる文書 （内部メール、起案、決裁、メモ等）				